

## 知財の広場

### 商標のコンセント制度の実際

商標のコンセント制度は、以前ご紹介したように、昨年の4月1日からの出願商標について、従来であれば、他人の先行登録商標と類似する商標に該当するとして拒絶されていた商標であっても、先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、先行登録商標と出願商標（以下「両商標」といいます。）との間で混同を生ずるおそれがないものについては、登録が認められることとなりました。これにより新規事業でのブランド選択の幅が広がることとなります。

1年余りが経過しましたが、このコンセント制度にて実際に登録になった商標が特許庁にて公表されていたので、紹介いたします。

コンセント制度を適用し、登録した商標

出願人	出願番号	商標	コンセント制度適用に係る指定商品
株式会社車多酒造 (石川県白山市)	2024-34144	玻璃	第33類「清酒、焼酎」等

承諾した先行登録商標権者

先行登録商標権者	商標登録番号	商標	後行商標のコンセント制度適用に係る指定役務
シャディ株式会社 (東京都港区)	5991116	玻璃 HARI	第35類「酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

引用：経済産業省 2025/4/7 ニュースリリースより

なお、出願人は、以下の資料を準備して、特許庁に提出したようです。

- 他人の承諾を得ていることができる資料として、「承諾書」
- 「混同を生じるおそれがない」ことを明らかにする資料として、「合意書」、  
「出願人の業務内容に関する資料」、「先行登録商標権者の業務内容に関する資料」

INPIT 滋賀県知財総合支援窓口 (TEL.077-558-3443)

支援担当者 有元 幸郎